

第24回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年1月20日(火)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 24名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫
20番 地引 正和	21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥
24番 渡邊 喜一	25番 笹生 猛	27番 佐久間 清

5 欠席委員 2名

18番 川名 康夫	26番 藤井 幸光
-----------	-----------

6 出席事務局職員 3名

佐久間事務局長	森副参事	鈴木主幹
---------	------	------

開 会

平成27年1月20日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第24回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、26名中24名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名委員、26番、藤井委員でございます。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

1番、山口忠雄委員、2番、関憲夫委員を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号整理番号1についてご説明申し上げます。議案1ページと総会資料2ページに本件に関する資料を載せております。本件は、平成26年12月17日付で提出がありました。

申請内容は、野里在住の方が農業者年金制度に基づき経営移譲年金を継続して受給するため、同一世帯の後継者へ使用貸借しようとするものです。

設定しようとする権利の種類は、使用貸借権でございます。期間は20年です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてですが、議案第1号の2については議案第3号の5と関連がありますので、後ほど議案第3号の5と一括で審議をいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号整理番号1についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借にて借り受けし、1筆1,104平方メートルの農地のうち535.97平方メートルを太陽光発電施設用地に転用しようとする案件であります。本件については、昨年11月の当総会において営農型の太陽光発電施設用地としたいとする案件としてご審議いただきましたが、平成26年12月19日付で許可申請の取り下げ願が提出されております。

ご審議いただき、許可相当の判断をいただきましたが、県に進達した後、県の審査の中で、営農型の太陽光発電施設として許可を得ようとするのであれば、パネルとパネルの間をあけて、下の農地に日が当たるようにすべきとの指摘がなされましたが、事業計画上、その指摘に対応するパネルの設置への計画変更は困難であるとの判断から、さきに申請された営農型の太陽光発電施設は断念することとされ、取り下げ願が提出されております。

今回の申請については、1,104平方メートルの農地のうち、太陽光発電施設を建設する用地、施設管理用通路用地、送電のために設置する電柱の建築用地で、合計535.97平方メートルです。残りの部分については、従来どおり農地として利用する計画であります。

なお、本件については平成27年1月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料5ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校の南東約250メートルに位置し、現道である千葉鴨川線の道路及び新設計画のある千葉鴨川線の道路予定地に挟まれた位置にあり、これらにより分断すると見られることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料6ページのとおりであり、この計画により192枚のパネルの設置が計画されています。この設置計画については、営農型ではありませんが、低いところでも2メートル上空に設置する予定であり、さきにご審議いただいたものと同じ内容となっております。今回の計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については浸透により処理する計画となっております。

総会資料7ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊でございます。

1月16日9時から、設計の さん、 さんから説明を受けました。前回の計画では、農地を利用しながら発電を行うということでございましたけれども、千葉県の指導により1日に3時間以上、日が当たらない場合ができては一時転用のシェアリングとして許可できないということでございましたので、今回先ほど事務局が言ったとおり、ソーラーのみを置く恒久転用としましたと、そのために位置が若干変わり、申請の仕様が変りましたという説明でございました。

場所は、前にも前年11月のこの総会で発表したとおり、平岡小学校東側のグラウンドから30メートルぐらい南へ行った、県道を挟んだ畑でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、県とこの市、何でこんなふうに判断がこう違ったのか、その辺ちょっと説明してください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） さきに審査をいただいた11月の際には、本市で初めての営農型ということで、ご質問もいただいたところであったのですけれども、こちらとしましては8割、要は2割の減までだったならば営農型として許容できるということで、この営農型で作付をするものは日が当たらなくても育つミョウガをつくる。ですから、営農ということは実現できるというふうに解釈をしておりました。その際にも、日の当たらない作物をつくって2割減の範囲でということに疑問があるという話は差し上げたと思うのですけれども、これを県に言ったときに、県のほうでも私のほうにいただいたときにも、営農型でつくります。日のあたりはこうですと、日陰になる時間はこうですというものはいただいておったのですけれども、そのシミュレーションから、こういう作物をつくりますということで、こちらとしては営農型の基準に適合するであろうということでご説明をして、皆さんのご判断をいただきました。

しかしながら、県に上がったときに、今回のこのパネルの計画もそうですけれども、パネルとパネルの間はほぼあいておりませんが、先ほど渡邊委員からもご説明がありましたとおり、千葉県では3時間以上、日が当たらないとだめだと、そのためにはパネルとパネルの間に1枚ぐらいのスペースがあるような、間のあいたパネルの設置の形態が営農型だと。それを、では今回の申請者にそういう計

画の変更できるかということを検討されたと思うのですけれども、やはりこの事業計画上、その192枚のパネルを効率よく置くためには、1枚置きにするような形にはできない。よって、今回のような恒久転用に変更になったということで、私ども袖ヶ浦市で判断していただく際に、私としては一時転用で下で営農ができる。2割程度の作物の減で農業ができるというお話をいただきましたので、営農型ということで進達をいたしました。しかしながら、県のほうではそうではなく、パネルとパネルの間をあけるものが営農型だと、そういうふうにならなければ許可の見込みがないというやりとりがあって、結果的に事業計画を変えられないのであれば営農型を取り下げて、恒久転用で事業をしたいということに至ったものと思われまます。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 許可条件としては、県のほうが正しいのか、市のほうが正しいのか、よくわからぬけれども、要は法律적으로는袖ヶ浦市の出したあれでも通るようなあれだったのですか、法律的には。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） パネルの設置の形態が1枚置きに間があいて、下に日が当たらなくてはいけないというところは、具体的にはそういう例はないのです、許可基準の中で。どこを審査するかといったら、営農型なのだから下でちゃんと農業できるように、あるいは機械でちゃんと耕作できるようにというところに視点があると思っておりました。ですから、耕作はできます。2メートルあれば機械も入ります。日が当たらなくても育つミョウガですから、収穫も見込めます。アスパラガスが日陰になってもできるので見込めます。それを出荷して農業をしたいですと、こちらとしては許可基準を満たしているものと解釈をいたしましたので、皆様方にご説明をして、皆様方の判断をいただきました。しかしながら、県としてはパネルとパネルはぴったりくっついていては、そこには日が当たらないので、間1枚あけるような形での設置でないと営農型とは言わないのだという解釈をいただきました。その事業ができるかといったら、できない。だから、もう一度やり直しというふうになってございます。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですね。

○24番（渡邊喜一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか質疑のある方、よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号の整理番号2についてご説明をいたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市原市在住の個人が、市内在住の親族から申請地を使用貸借により借り受けし、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成27年1月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校の東側約500メートルに位置し、住宅、農地、山林等の混在する中に存在することから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料9ページのとおりであり、排水については汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、既設の排水路へ、雨水についても既設の排水路へ排水する計画となっております。

総会資料10ページに現地の写真を添付しております。

本件の住宅建築については、分家の要件を満たしている案件であります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

ただいまの案件について若干補足をさせていただきたいと思っております。この件につきまして、地主は
さん、これは さんのおじいさんに当たる方です。この1月10日11時から、代理人であります 行政書士さん立ち会いのもとに、現地にて説明を受けました。現地周辺は、この懸案の周りも全部 さんの持ちものであり、 さん宅の入り口に面しているところあります。現地は、現在クリと梅が植えられてありまして、もう梅の木もクリの木も三、四十年たっているような農地でございます。ここに書いてございますように、孫の さんが子供が生まれ、現在借家では狭くなったということで、うちの前に住居を構えたいということから、今回の計画になったようでございます。

以上、簡単でございますけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

議案第3号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 買受適格証明書発行の件を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案の3ページをごらんください。議案第3号整理番号1から5につきましては、袖ヶ浦市の実施する公売に参加するための買受適格証明の発行にかかわる案件です。この入札に参加するための買受適格証明書の発行の可否についてご審議いただくことと、権利者がこの買受適格証明書の発行を受けまして入札で落札した場合、農地を農地としての取得であることから、農地法第3条の許可が必要となります。この3条許可申請についても提出していただいておりますので、本申請についても許可とするか、あわせてご審議をお願いいたします。

袖ヶ浦市による公売にかかわる物件につきましては、総会資料11ページから20ページに整理番号1から5の位置図等を添付しておりますので、参考にしてください。

総会資料12ページが売却区分番号43の1で、12ページの左上に番号を記載しております。神納字卒土田632番1及び632番2です。

次に、14ページが売却区分番号46の1で、総会資料14ページ左上に番号を記載しております。三ツ作字砂押480番です。

次に、16ページが売却区分番号46の2で、総会資料16ページ左上に番号を記載しております。三ツ作字山神2064番です。

次に、18ページが売却区分番号47の1で、総会資料18ページ左上に番号を記載しております。飯富

字ヤボラ1537番及び1538番です。

次に、20ページが売却区分番号48の1で、総会資料20ページの左上に番号を記載しております。大曾根字内町206番及び207番です。袖ヶ浦市の公売にかかわる物件は5件で8筆となりますので、ご確認ください。入札日は、平成27年2月3日で、実施機関及び入札日は全て同じものでございますので、以下省略させていただきます。

それでは、議案3ページをごらんください。議案第3号整理番号の1につきましては、売却区分番号43の1、1件2筆の入札に参加したいとするもので、申請理由は自作地に隣接しており、耕作に便利であるとのことから取得したいとのことです。

総会資料21ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具については、耕うん機、トラクター、コンバイン、農用車を所有しており、もみすり、乾燥については自前で行っていましたが、機械が壊れてしまったとのことから、今後については委託する予定とのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で200日とのこと。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力するとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。
10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田でございます。

ただいま事務局からの説明のとおりでございます。いずれも自作地に隣接しているため、耕作上便利であることから、取得したいとのことでした。今後は、遊休農地及び耕作放棄地解消に向けて協力していきたいと話をしていました。農地の取得には支障ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号の1については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については、申請のとおり証明書を交付すること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

次に、議案第3号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 引き続き議案3ページをごらんください。

議案第3号整理番号2につきましては、売却区分番号43の1、1件2筆の入札に参加したいとするもので、申請理由は自作地に近く、耕作に便利であることから取得したいとのことです。

総会資料22ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具につきましては、トラクター、耕うん機を所有しており、作業については委託をしながら耕作しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で230日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。周辺は水稲作付地帯であり、今後も水稲を作付するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田でございます。

ただいま事務局の説明のとおりでございますが、重複します。この方も自作地に近く隣接しているため、耕作上便利であることから、取得したいとのことでした。今後に向け、やはり遊休農地、耕作放棄地解消に向けて協力したいと話をしていました。また、農地の取得には支障ないと思われまので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号の2については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については、申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

次に、議案第3号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案3ページをごらんください。議案第3号整理番号の3につきましては、売却区分番号46の1、46の2、47の1、48の1の4件6筆の入札に参加したいとする案件で、申請理由は農業経営の拡大であります。

総会資料23ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、河川敷であり、草刈りをして管理しているとのことです。また、進入路がなく、20年以上前から山林となっている土地とのことです。貸付地がありますが、戦後間もなくに先代が貸した土地で、現在も借受人が耕作しているとのことです。

農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われま。自宅から申請地までの通作について確認いたしましたところ、小型のトラクターであれば車に積むこともできるし、また市内であり通作はできるとのことでした。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で300日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。田については、これまでどおり水稻を作付し、畑については大豆を作付していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

5番、柳井進委員。

○5番（柳井 進君） 5番、柳井です。

担当委員の川名さんが18日に さんと会って話を聞き、その報告をいただきまして、これから発表いたします。

さんは、田畑含めて約3.9ヘクタール耕作して所有しており、今現在弟さんの手伝いを受けて水稻を中心に栽培しております。意欲があり、規模を拡大したいということです。谷津田など耕作し

ていない土地があるのですが、今後改善していきたいということでした。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

24番、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 皆さん既にご存じだと思うのですが、この大曾根の分の2反は圃場整備事業を今進めているところなのです。だから、多分市役所の人たちも知っていると思うのだけれども、そういうことであれば競売かける前に大曾根の人たちに、例えば隣の田んぼの人にこういうあれがあるのだけれども、買いませんとかなんとかって、そういう話というのはできないものかね。そのほうがスムーズに圃場整備なんかいけると思うのです。新たによその人が持ったら、また賛成してくれますか、どうのこうのとか、そんなふうに余分なあれをしないとイケないと思うのだけれども、その辺はどうですか。そういうことは、役所ではそんなことをやってはだめなのですか、それ聞きたい、俺。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） こちら納税課のほうの公売の案件になりましたので、納税課のほうでそちらの調整をどうしたかというのは、ちょっと私どもわかりませんが、一応公売の物件ということで上がってきておりますので、皆様にご審議のほうをいただく形になります。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） こういうあれが初めて来てわかるのだけれども、本来は地区の人が持つのが俺一番最適だと思うのです、事業がうまくいくためには。だからあえて言っているのだけれども、その辺のところは、局長、総合的にどこがこうイニシアチブを持ってやったらいいのですか、これ。

○議長（中川喜一郎君） 局長、どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） 今、担当鈴木から納税課のほうで滞納絡みの公売だというふうな説明をさせていただきましたが、滞納がある方については、何度も納税のほうで接触を持っているところです。何度も何度も行っても、これ以上納税していただけないということで今回の差し押さえ、その競売というふうな段階を踏んでくると思います。当然接触の中には、もう既に耕地整理をやるというふうなことがわかっておりますので、話の中にも必ずそういうことも出てきているのではないかと思われるのですが、何しろちょっと違う部署なもので確認はとれておりませんが、単純に払わないからすぐ公売というふうな状況ではございませんので、話としては納税課とご本人さんの間でそういう話も出ておったかと思えます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですね。

ほかに質疑のある方、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号の3については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の3については、申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

次に、議案第3号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第3号整理番号4についてご説明申し上げます。

議案3ページをごらんください。議案第3号整理番号4につきましては、売却区分番号47の1、1件2筆の入札に参加したいとするもので、申請地は自作地に近く、耕作に便利であることから取得したいとのことです。

総会資料24ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 事務局の説明のとおりでございます。それで、
さんは耕作上便利なため、自作地等、自宅からすぐ近くのため、公売に参加したいということですので、ご審議よろしくお
願います。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号の4については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4については、申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

次に、先ほど関連があるとして先送りいたしました議案第1号の2及び議案第3号の5を議題いたします。

議案第1号の2及び議案第3号の5について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号整理番号2及び議案第3号整理番号5についてご説明申し上げます。

議案1ページと3ページをごらんください。本件申請内容につきましては、農地法第3条による賃貸借権の設定と買受適格証明書の発行にかかわる申請です。申請地は、議案第1号整理番号2が農地法第3条の賃貸借権の設定で、大曾根字三ツ作境、議案第3号整理番号5が買受適格証明願の申請で大曾根字内町です。申請理由は農業経営の拡大です。

総会資料3ページの位置図と20ページの買受適格証明願48の1の位置図をごらんください。現地を確認いたしましたところ、農地法第3条賃貸借権設定の大曾根字三ツ作境は畑で、耕作されておりました。

総会資料4ページに市原市農業委員会発行の農業経営の実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、耕うん機、田植機、バインダー、乾燥機、もみすり機を所有しております。大曾根字三ツ作境の畑につきましては、親戚よりトラクターを借用して作業することです。大曾根字内町の田については、トラクターは親戚より借用し、刈り取り、もみすり、乾燥は委託することです。通作について確認いたしましたところ、自宅から車で20分程度であり、また大曾根に親戚がおり、協力してもらえるとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で280日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、現在市原市において2,161.29平方メートルの農地を所有しており、今回同時に申請されている議案第1号整理番号2の農地法第3条による賃貸借権の設定が1,021平米、議案第3号整理番号5の買

受適格証明願における面積が2,022平米であり、買受適格証明の交付により入札により取得することができた場合においては、5,204.29平方メートルとなり、50アール要件を満たします。ただし、買受不適格となった場合や買受適格証明書の交付により入札に参加したとしても落札ができなければ、下限面積要件を満たさないことから、3条については不許可となります。

地域との調和要件につきましては、田については水稻を作付し、畑については大豆を作付し、地域の基準に従って耕作していくとのこととです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 1号の2の大曾根三ツ作境のことについて説明します。

1月16日に現場確認をしました。この土地は、三ツ作の という があるのですけれども、それと通学路の間にあります。そして、今の土地の状況は、最近トラクターでうなったような感じで、結構きれいな状態になっています。事務局のほうで説明したとおり、機械のほうはこのさんと大曾根に さんという人がいるのですけれども、それが兄弟ということで、作業するときは さんのほうの機械を借りて作業すると、そういうふうになっているそうです。私から見て、特に問題はないと思います。

それから、もう一件、公売のほうのやつは、こちらのほうも機械については全て大曾根にいる兄弟の さんのほうの機械を借りて作業するということです。

皆さんのご審議のほうをよろしくお願ひします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号の5については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付すること、あわせて議案第1号の2についても許可とすることに賛成の方は挙手お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の5については、申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は

議案第3号の5及び議案第1号の2についても許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

議案第4号 平成26年度第10次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成26年度第10次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が22件で、636.94アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）14ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請面積は30.63アール、さんですが、申請件数が5件で、申請面積は296.84アール、さんですが、申請件数が2件で、申請面積は67.99アール、さんですが、申請面積は49.05アール、株式会社さんですが、申請件数が13件で、申請面積は192.43アールとなっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号及び報告第2号について事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案4ページをごらんください。4ページから13ページまでございますけれども、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年12月1日から平成26年12月31日までで15件です。

この5条の届け出については、例月数件であります。今回15件のうち袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業地内の案件が8件含まれております。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。議案14ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年12月1日から平成26年12月31日までで1件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第24回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時54分 閉会